

仕様書

1 業務名

札幌市下水道科学館場内修繕業務

2 実施場所

札幌市北区麻生町8丁目（創成川水再生プラザ敷地内） 札幌市下水道科学館

3 履行期限

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 内容

札幌市下水道科学館場内において、インターロッキングの沈下・不陸が発生していること、それによる水たまりの発生、また、池周りのブロックの目地破損によるがたつきがあることから、下記のとおり改修作業を行うことで解消し、来館者が安全に通行できる状態にする。

	項目	作業内容	概算数量
1	インターロッキング修繕	インターロッキングの撤去・再設置、目地の補修、補足材の追加等による不陸整正。材料は既存のインターロッキングを再利用する。	120m ²
2	池周りブロック修繕	ブロックの撤去・再設置、目地の補修等によるがたつきの解消。材料は既存のブロックを再利用する。	13.8m

※詳細は別添図のとおり。

※池に水は張っておらず、空の状態。

5 提出書類

（１）受託者は、作業の実施前に施工範囲等の詳細を発注者と協議し、施工要領書、緊急時連絡体制表、工程表を提出し、発注者の承諾を受けてから作業を行うこと。

（２）作業終了後、業務完了届及び作業写真を取りまとめた報告書を提出すること。

6 留意事項

（１）作業にあたり、下水道科学館の来館者の安全確保に努めること。

（２）作業に伴って発生した廃材等の廃棄物は、法に基づき適正に処理すること。

（３）作業に必要な工具、器具及び消耗品類等については、受託者の負担とする。

（４）除雪作業が必要な場合は受託者の負担とする。（駐車場内は除雪され、ロードヒーティング部は融雪される）

（５）作業の実施に当たり、受託者の不注意により生じた故障・破損・事故等は、一切受託者が責任をもって処理すること。

(6) 作業中における事故の発生や異変があった場合は、速やかに発注者及び下水道科学館運営管理者に連絡すること。

(7) 下水道科学館運営管理者または市職員の業務及び来館者の歩行に支障を及ぼすおそれのある作業をする場合は、発注者の指示する時間帯に実施すること。

(8) 図面及び本仕様書に記載されていない事項は、「札幌市土木工事共通仕様書（当該年に適用される版）」に適合するよう努めること。

(9) 本仕様書に明記されていない事項であっても当然実施すべきものは、当該契約の範囲内で実施するものとする。

(10) 札幌市グリーン購入ガイドラインにより環境負荷低減を考慮した材料等を選定し、グリーン購入の促進に努めること。

(11) 本仕様書に定めのない事項については、相互に協議調整し、改善を図るものとする。

7 その他

(1) 公衆災害の防止及び安全管理

受託者は修繕業務等に当たって、安全施工を図り公衆災害を防止するため、「建築工事安全施工技術指針」、「土木工事安全施工技術指針」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守しなければならない。また有害ガス又は引火性ガスの発生のおそれがある場合は安全を確認し作業を行う。

(2) 交通安全及び公害対策

ダンプトラック等、大型貨物による土砂及び修繕用資材の輸送に当たっては、踏切、通学路等、修繕用車両が人命等に影響を及ぼす区間が輸送路になる場合、又は埃、振動、騒音等の害の恐れのある区間が輸送路になる場合は、必要に応じて地域住民及び関係機関等の連絡を密にし、交通安全の確保、公害等の対策に万全を期さねばならない。修繕用車両の業務現場内般出入に当たっては、実情に応じて交通整理員を適時配置する。